保険料月額表〈被保険者負担分 単位:円〉

令和6年3月から適用

保険料月額表〈被保険者」					負担分 単位:円〉		令和6年3月から適用	
					健康保険		厚生年金	
等	級	標準報酬月額	報酬月]額	介護なし	介護あり	介護のみ	一般、坑内員・船員
					5.085%	5.885%	0.800%	9.150%
健	年		以上	未満	R6.3∼	R6.3∼	R6.3∼	R2.9∼
1		58,000		63,000	2,949.3	3,413.3	464.0	
2		68,000	63,000	73,000	3,457.8	4,001.8	544.0	8,052.00
3		78,000	73,000	83,000	3,966.3	4,590.3	624.0	0,032.00
4	1	88,000	83,000	93,000	4,474.8	5,178.8	704.0	
5	2	98,000	93,000	101,000	4,983.3	5,767.3	784.0	8,967.00
6	3	104,000	101,000	107,000	5,288.4	6,120.4	832.0	9,516.00
7	4	110,000	107,000	114,000	5,593.5	6,473.5	880.0	10,065.00
8	5	118,000	114,000	122,000	6,000.3	6,944.3	944.0	10,797.00
9	6	126,000	122,000	130,000	6,407.1	7,415.1	1,008.0	11,529.00
10	7	134,000	130,000	138,000	6,813.9	7,885.9	1,072.0	12,261.00
11	8	142,000	138,000	146,000	7,220.7	8,356.7	1,136.0	12,993.00
12	9	150,000	146,000	155,000	7,627.5	8,827.5	1,200.0	13,725.00
13	10	160,000	155,000	165,000	8,136.0	9,416.0	1,280.0	14,640.00
14	11	170,000	165,000	175,000	8,644.5	10,004.5	1,360.0	15,555.00
15	12	180,000	175,000	185,000	9,153.0	10,593.0	1,440.0	16,470.00
16	13	190,000	185,000	195,000	9,661.5	11,181.5	1,520.0	17,385.00
17	14	200,000	195,000	210,000	10,170.0	11,770.0	1,600.0	18,300.00
18	15	220,000	210,000	230,000	11,187.0	12,947.0	1,760.0	20,130.00
19	16	240,000	230,000	250,000	12,204.0	14,124.0	1,920.0	21,960.00
20	17 18	260,000 280,000	250,000 270,000	270,000 290,000	13,221.0 14,238.0	15,301.0 16,478.0	2,080.0	23,790.00 25,620.00
22	18	300,000	290,000	310,000	15,255.0	17,655.0	2,240.0 2,400.0	27,450.00
23	20	320,000	310,000	330,000	16,272.0	18,832.0	2,400.0	29,280.00
24	21	340,000	330,000	350,000	17,289.0	20,009.0	2,720.0	31,110.00
25	22	360,000	350,000	370,000	18,306.0	21,186.0	2,880.0	32,940.00
26	23	380,000	370,000	395,000	19,323.0	22,363.0	3,040.0	34,770.00
27	24	410,000	395,000	425,000	20,848.5	24,128.5	3,280.0	37,515.00
28	25	440,000	425,000	455,000	22,374.0	25,894.0	3,520.0	40,260.00
29	26	470,000	455.000	485,000	23,899.5	27,659.5	3,760.0	43,005.00
30	27	500,000	485,000	515,000	25,425.0	29,425.0	4,000.0	45,750.00
31	28	530,000	515,000	545,000	26,950.5	31,190.5	4,240.0	48,495.00
32	29	560,000	545,000	575,000	28,476.0	32,956.0	4,480.0	51,240.00
33	30	590,000	575,000	605,000	30,001.5	34,721.5	4,720.0	53,985.00
34	31	620,000	605,000	635,000	31,527.0	36,487.0	4,960.0	56,730.00
35	32	650,000	635,000	665,000	33,052.5	38,252.5	5,200.0	·
36	\	680,000	665,000	695,000	34,578.0	40,018.0	5,440.0	
37	\	710,000	695,000	730,000	36,103.5	41,783.5	5,680.0	
38	\	750,000	730,000	770,000	38,137.5	44,137.5	6,000.0	
39		790,000	770,000	810,000	40,171.5	46,491.5	6,320.0	
40	\	830,000	810,000	855,000	42,205.5	48,845.5	6,640.0	
41		880,000	855,000	905,000	44,748.0	51,788.0	7,040.0	
42		930,000	905,000	955,000	47,290.5	54,730.5	7,440.0	59,475.00
43		980,000	955,000	1,005,000	49,833.0	57,673.0	7,840.0	00,110.00
44		1,030,000	1,005,000	1,055,000	52,375.5	60,615.5	8,240.0	
45		1,090,000	1,055,000	1,115,000	55,426.5	64,146.5	8,720.0	
46		1,150,000	1,115,000	1,175,000	58,477.5	67,677.5	9,200.0	
47		1,210,000	1,175,000	1,235,000	61,528.5	71,208.5	9,680.0	
48	\	1,270,000	1,235,000	1,295,000	64,579.5	74,739.5	10,160.0	
49	\	1,330,000	1,295,000	1,355,000	67,630.5	78,270.5	10,640.0	
50		1,390,000	1,355,000		70,681.5	81,801.5	11,120.0	

- ○健康保険料率 101.7/1000 介護保険料率 16/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000
- ○保険料は事業主と被保険者が折半で負担(児童手当拠出金については事業主が全額負担)
- ○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
- ○被保険者負担分に円未満の端数がある場合
- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切捨てし、51銭以上の場合は切り上げして1円となります。
- ②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、 50銭以上の場合は切り上げして1円となります。
- (注)①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
- ○令和6年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。
- ※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
- ※賞与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。 ※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

社会保険労務士法人 金 原 事 務 所社会保険労務士法人 金 原 事 務 所

令和六年 三 月発行

三月号

発行所

がなはら

_{令和6年} 3月

社会保険労務士法人金原事務所

令和6年度 健康保険料についてのお知らせ

健康保険料率・介護保険料率ともに

令和6年3月から



となります。

現 行

10,21%

健康保険料率 (長崎支部)



令和6年**3月分** (4月納付分)から

10.17% (新業: 5.085%)

行

1.82%

現

介護保険料率 (全国一律)



令和6年**3月分** (4月納付分)から

1.60%

(折半: 0.8%)

- ▶40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ▶変更後の健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。 また、賞与については、支給日が3月1日の分から適用されます。
- ▶健康保険料率と介護保険料率は、労使折半となります。
- ▶厚生年金保険料は変更ありません。(18.300%·折半 9.150%)

〈令和6年度の雇用保険料率の変更はありません〉

令和6年4月からの労働条件明示のルール変更による 労働条件通知書モデル様式です。(網掛けしている箇所が追加変更部分です)

(一般労働者用;常用、有期雇用型)

労働条件通知書

	年 月 日
	<u>殿</u>
	事業場名称・所在地
	使用者職氏名
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年月日~年月日)
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
	1 契約の更新の有無
	[自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。
	C
	・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況
	く ・その他 () ノ
	【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】
	本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすること
	により、本契約期間の末日の翌日 (年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 (無 ・ 有 (別紙のとおり))
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】
	無期転換申込権が発生しない期間: I (高度専門)・Ⅱ (定年後の高齢者) I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限 10 年))
	Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲)
従事すべき	(雇入れ直後) (変更の範囲)
業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務(開始日: 完了日:)
始業、終業の	1 始業・終業の時刻等
時刻、休憩時	(1) 始業 (時分) 終業 (時分)
間、就業時転	【以下のような制度が労働者に適用される場合】
換((1)~(5)	(2) 変形労働時間制等; () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間
のうち該当す	の組み合わせによる。
るもの一つに	┌ 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)
○を付けるこ	一 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)
と。)、所定時	─ 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)
間外労働の有	(3) フレックスタイム制;始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。
無に関する事	(ただし、フレキシブルタイム(始業) 時 分から 時 分、
項	(終業) 時 分から 時 分、
A	379仏 時分から 時分)
	(4) 事業場外みなし労働時間制;始業(時 分)終業(時 分) (5) 裁量労働制;始業(時 分) 終業(時 分)を基本とし、労働者の決定に委ね
	(3) 数重力側向, 炉未 (時 力) 於未 (時 力) を基本とし、力側有の伏足に安ね る。
	○ ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条
	2 休憩時間 () 分
	3 所定時間外労働の有無 (有 , 無)
休日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他()
	・非定例日;週・月当たり 日、その他()
	・1年単位の変形労働時間制の場合-年間 日
/ /	○詳細は、就業規則第一条~第一条、第一条~第一条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無)
	一 か月経過で 日
	時間単位年休(有・無)
	2 代替休暇(有・無)
	3 その他の休暇 有給()
	無給(
	○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条







賃金	1 基本賃金 イ 月給 (円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円 /計算方法:) イ(手当 円 /計算方法:)) ロ(手当 円 /計算方法:)) ニ(手当 円 /計算方法:))
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内()% 月60時間超 ()% 可定超 ()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()% ハ 深夜()%
	4 賃金締切日() -毎月 日、() -毎月 日 5 賃金支払日() -毎月 日、() -毎月 日 6 賃金の支払方法() 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 , 有()) 8 昇給(有(時期、金額等) , 無) 9 賞与(有(時期、金額等) , 無) 10 退職金(有(時期、金額等) , 無)
退職に関する事項	1 定年制 (有 (歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無) 3 創業支援等措置 (有 (歳まで業務委託・社会貢献事業) , 無) 4 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること) 5 解雇の事由及び手続 () ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条
その他	・社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他()) ・雇用保険の適用(有 , 無) ・中小企業退職金共済制度 (加入している , 加入していない) (※中小企業の場合) ・企業年金制度(有 (制度名) , 無) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口部署名 担当者職氏名 (連絡先) ・その他() ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。
以上のほかは	労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、無期転換申込権の発生については、特例的に本通知書の「契約期間」の「有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合」欄に明示したとおりとなります。 、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法()

- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

ご不明な点は、金原事務所へお問い合わせください。